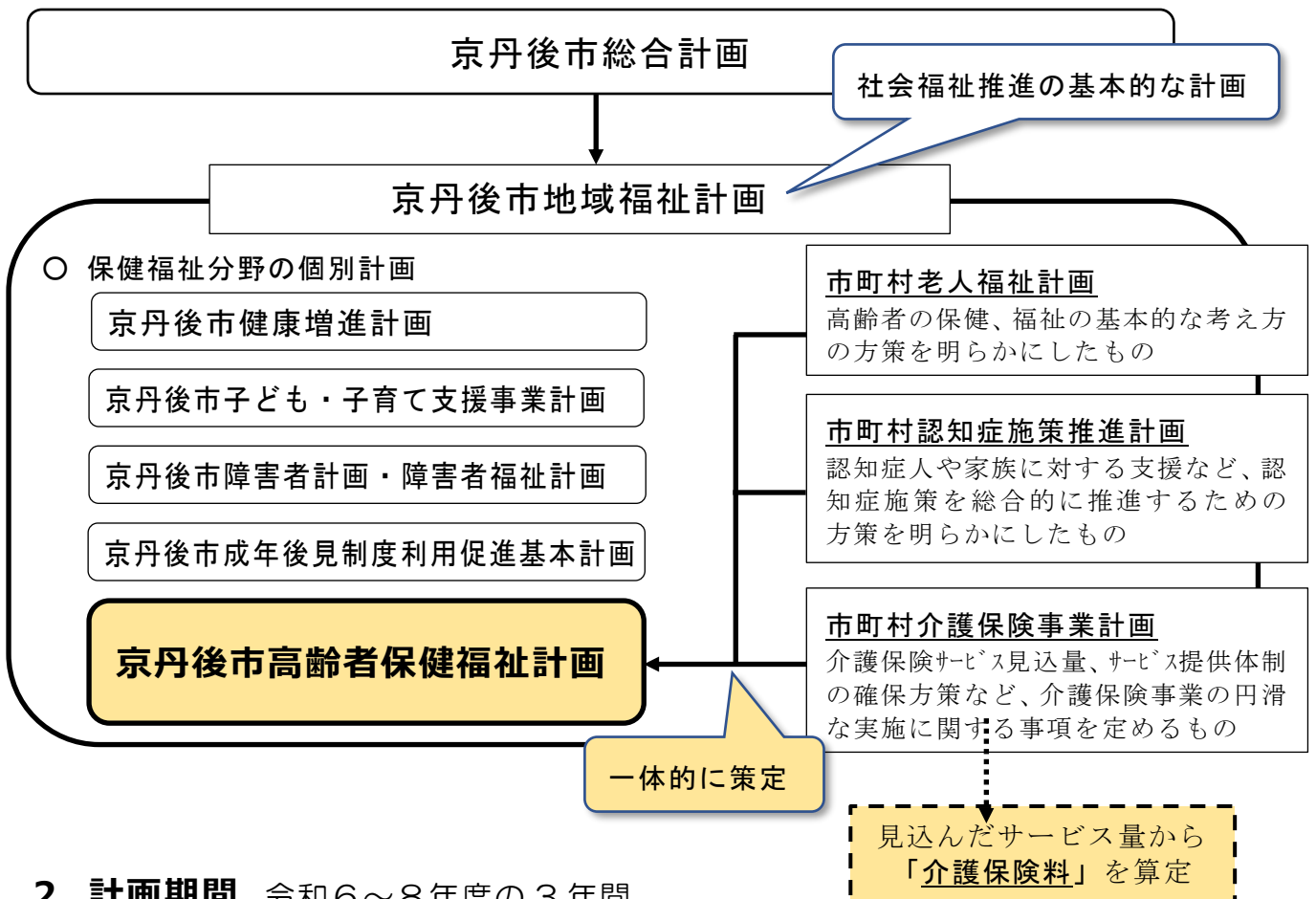


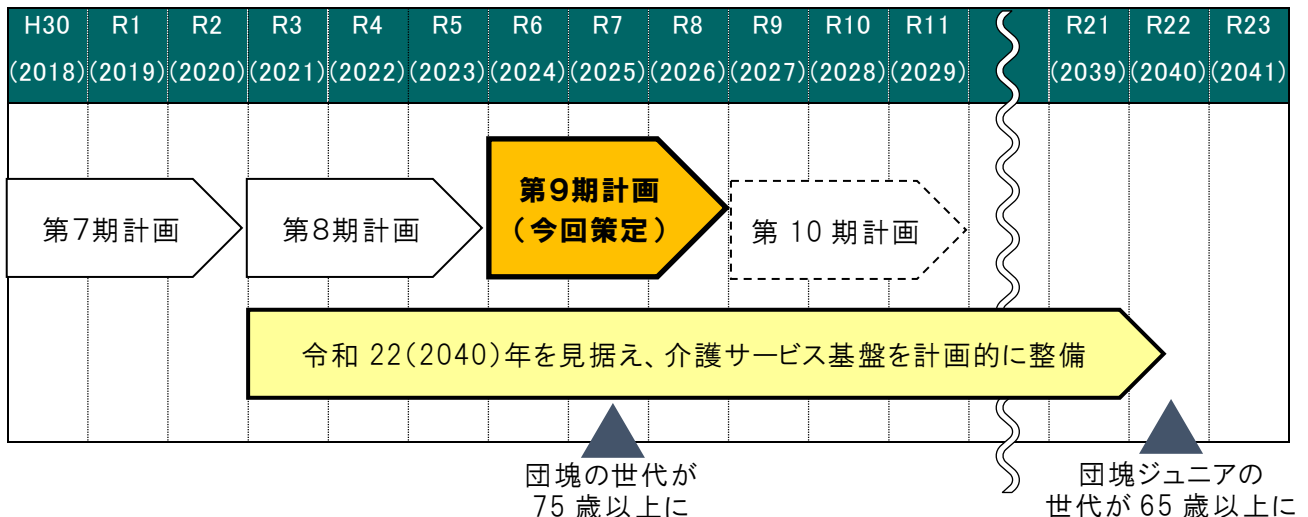
# 第9期京丹後市高齢者保健福祉計画（案） （概要）

## 1 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法と介護保険法、認知症基本法に基づく計画を一体的に策定するもので、京丹後市総合計画で目指す「まちの将来像」の実現に向け、高齢者福祉分野の具体的な取組や目標を定めることとしています。



## 2 計画期間 令和6～8年度の3年間



【第9期計画に向けての国の動き】

制度改正は比較的コンパクトで、大きな変更なし  
→ 第8期の取組の継続・充実を図る流れ

### 3 第9期計画における取組課題

#### 課題1 中長期的な視点に立った介護サービス基盤の確保と施策の推進

- 中長期的な視点から介護サービス基盤の確保
- 医療・介護の連携強化と介護予防の推進

#### 課題2 地域共生社会の実現

- 医療、介護、介護予防、住まい、生活支援などのサービスや支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを深化・推進
- 多様化・複雑化する課題に対応するため「地域共生社会」の実現を目指し、他分野との連携の促進とより良い地域づくり

#### 課題3 健康づくりと生きがいづくり、介護予防の推進

- 栄養・食生活の改善、身近な地域での主体的な健康づくり活動の拡大
- シニア世代が元気に活躍できるまちづくりの推進（生きがいづくり、社会参加の促進）
- 介護予防・重度化抑制に向けての取組の促進（地域における通いの場の充実、介護予防等の取組への参加者やその活動の拡大）

#### 課題4 認知症施策の総合的な推進

- 認知症に関する正しい知識の普及啓発や予防・早期発見
- 地域や医療等の関係機関と連携した支援
- 総合的な支援策の充実

#### 課題5 介護人材確保と介護現場の生産性向上の推進

- 介護人材の確保に向けた取組
- 人材の確保と職場への定着
- 働きやすい職場づくりを始めとした離職防止・定着促進
- ICT導入の推進による介護現場の生産性の向上

## 4 計画の基本方針

### (1) 基本理念

本市では、令和5（2023）年9月末現在で高齢化率が37%を超え、要介護認定者数は減少に転じているものの、要支援1・2の軽度の認定者は増加しています。

一方、本市は、総人口に占める百歳以上の長寿者の割合が高い「長寿のまち」として、全国から注目を集めており、百歳以上の長寿者は、令和5（2023）年8月末現在で116人で、人口10万人あたりに占める割合「百寿率」が全国平均の約3倍という特徴もあります。

第9期計画における国の基本方針では、地域共生社会の実現に向け、その中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進と介護人材の確保等に取り組んでいくことに加え、現役世代（担い手人口）の減少が顕著となる令和22（2040）年を見据えて、介護サービス基盤を計画的に整備していくことが求められています。

また、本計画では、本市の課題や特徴、国の方針を踏まえながら、基本理念を次のとおり掲げ、高齢者が百歳になっても様々な分野で才能を発揮し、生涯現役で元気に活躍できる「百才活力社会」の実現を目指します。

#### 【基本理念】

高齢者がいくつになっても  
元気に活躍できる  
「百才活力社会」の実現

## (2) 第9期計画で取り組む施策の体系

### 基本理念

# 高齢者がいくつになっても元気に活躍できる 「百才活力社会」の実現

### 基本目標

### 展開する施策

#### 【目標1】

人生100年時代を生涯現役で支える健康づくりと生きがいづくりの推進

- (1) 健康寿命のための疾病予防・体力向上の推進
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- (3) シニアが元気に活躍できるまちづくりの推進

#### 【目標2】

住み慣れた地域で安心して暮らせる包括的支援体制の構築

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域ケア会議の推進
- (3) 在宅医療・介護連携の推進
- (4) 地域での支え合い体制の強化

#### 【目標3】

高齢者の安心安全を支える仕組みと支援の充実

- (1) 認知症施策の推進
- (2) 高齢者虐待防止対策と権利擁護支援の推進
- (3) 安心安全な暮らしの環境づくり

#### 【目標4】

持続可能な介護保険事業の運営

- (1) 介護保険制度の適正・円滑な運営
- (2) 介護人材の確保と定着に向けた取組
- (3) 介護サービス事業者等への指導・支援
- (4) 業務継続に向けた取組の強化

## めざす目標値

指標名	第8期計画策定時 (2020年度)	現状値 (2022年度)	目標値 (2026年度)
75歳以上人口に占める要介護認定者の割合	24.7%	23.1%	23.6%以下
健康状態が良い人の割合	70.2%(2019年)	75.7%	現状値以上
訪問リハビリテーション利用率	0.37%	0.64%	現状値以上
通所リハビリテーション利用率	5.50%	4.98%	現状値以上
いきがいがある人の割合	—	56.8%	現状値以上
週1回以上収入のある仕事をしている人の割合	22.7%(2019年)	22.4%	現状値以上

指標名	第8期計画策定時 (2020年度)	現状値 (2022年度)	目標値 (2026年度)
地域包括支援センターを知っている人の割合	29.6%(2019年)	45.5%	現状値以上
家族や友人以外で相談相手がいる人の割合	—	49.2%	現状値以上
介護離職しなかった人の割合	60.7%	62.3%	現状値以上
もしものときに受けたい医療や介護について話し合ったことがある人の割合	—	27.2%	現状値以上
高齢者等見守りネットワーク参加団体数	219団体	231団体	240団体

指標名	第8期計画策定時 (2020年度)	現状値 (2022年度)	目標値 (2026年度)
認知症相談窓口を知っている人の割合	28.3%(2019年)	27.1%	現状値以上
認知症カフェ参加者数	513人	493人	1,000人
認知症高齢者等事前登録者数	75人	105人	110人
認知症サポーター数(養成講座受講者累計)	13,534人	14,775人	17,000人
成年後見制度を知っている人の割合	23.7%(2019年)	27.1%	現状値以上
成年後見サポートセンターを知っている人の割合	—	32.0%	現状値以上
災害時に避難できる人の割合	92.9%	96.2%	現状値以上

指標名	第8期計画策定時 (2020年度)	現状値 (2022年度)	目標値 (2026年度)	
計画との比較値	総給付費	100.1%	96.5%	100.0%
	施設サービス給付費	101.7%	94.7%	100.0%
	居住系サービス給付費	104.0%	92.1%	100.0%
	在宅サービス給付費	98.6%	94.0%	100.0%
ケアプランの点検件数	18件	12件	25件	
運営指導実施率(実施数/事業所数)	0.0%	0.0%	16.6%	
介護支援専門員の対応に不満がある人の割合	3.0%	2.2%	現状値以下	



# 京丹後市高齢者保健福祉計画の見直し概要

## 第8期計画（計画期間：令和3～5年度）

### 1 計画の位置付け

- ① 市町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）  
本市における高齢者への保健、福祉の基本的な考え方と方策を明らかにしたもの  
※ 老人福祉法で介護保険事業計画と一体的に作成することを義務付け
- ② 市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条）  
要支援・要介護認定者数の推計や各種サービスの利用意向などから算定された介護保険サービスの見込量、サービス提供体制の確保方策など、介護保険事業の円滑な実施に関する事項を定めたもの

### 2 施策の体系

#### 基本理念

高齢者がいくつになっても元気に活躍できる「百才活力社会」の実現

- （目標1）人生100年時代を生涯現役で支える健康づくりと生きがいづくりの推進
- （1）健康寿命のための疾病予防・体力向上の推進
  - （2）介護予防・日常生活支援総合事業の充実
  - （3）シニアが元気に活躍できるまちづくりの推進

- （目標2）住み慣れた地域で安心して暮らせる包括的支援体制の構築
- （1）地域包括支援センターの機能強化
  - （2）地域ケア会議の推進
  - （3）在宅医療・介護連携の推進
  - （4）地域での支え合い体制の強化

- （目標3）高齢者の安心安全を支える仕組みと支援の充実
- （1）認知症高齢者への支援策の充実
  - （2）高齢者の権利擁護の推進
  - （3）高齢者虐待防止対策の推進
  - （4）安心安全な暮らしの環境づくり

- （目標4）持続可能な介護保険事業の運営
- （1）介護保険制度の適正・円滑な運営
  - （2）介護サービス事業者等への指導・助言
  - （3）介護人材の確保と定着に向けた取組

### 国の基本指針（案）の見直しのポイント

※ 記載を充実すべき事項

- 1 介護サービス基盤の計画的な整備
  - ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
  - ② 在宅サービスの充実
- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
  - ① 地域共生社会の実現（包括的支援体制、認知症への理解）
  - ② 医療・介護情報基盤の整備（国・府の取組）
  - ③ 保険者機能の強化（介護給付の適正化）
- 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上  
→ 人材確保・育成、業務効率化・ICT化

中長期的な人口動態やニーズを踏まえてサービスを確保

基本理念と基本目標は変更なし

## 第9期計画（計画期間：令和6～8年度）

- ① 市町村老人福祉計画
- ② 市町村介護保険事業計画
- ③ 市町村認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条）  
認知症の人やその家族に対する切れ目のない支援など、本市における認知症施策を総合的に推進するための方策を明らかにしたもの  
※ 認知症基本法で上記2つの計画の内容と調和が保たれたものでなければならないとされている

令和5年6月に成立した認知症基本法により認知症施策推進計画策定が努力義務化されたことに伴い追加（高齢者保健福祉計画と一体的に策定）

#### 基本理念

高齢者がいくつになっても元気に活躍できる「百才活力社会」の実現

- （目標1）人生100年時代を生涯現役で支える健康づくりと生きがいづくりの推進
- （1）健康寿命のための疾病予防・体力向上の推進
  - （2）介護予防・日常生活支援総合事業の充実
  - （3）シニアが元気に活躍できるまちづくりの推進

- （目標2）住み慣れた地域で安心して暮らせる包括的支援体制の構築
- （1）地域包括支援センターの機能強化
  - （2）地域ケア会議の推進
  - （3）在宅医療・介護連携の推進
  - （4）地域での支え合い体制の強化

- （目標3）高齢者の安心安全を支える仕組みと支援の充実
- （1）認知症施策の推進
  - （2）高齢者虐待防止対策と権利擁護支援の推進
  - （3）安心安全な暮らしの環境づくり

- （目標4）持続可能な介護保険事業の運営
- （1）介護保険制度の適正・円滑な運営
  - （2）介護人材の確保と定着に向けた取組
  - （3）介護サービス事業者等への指導・支援
  - （4）業務継続に向けた取組の強化

認知症施策推進計画を盛り込んだことに伴い名称変更し、記載内容を充実

○ 国の基本指針（案）で新設  
○ 基本指針で高齢者虐待と権利擁護が同じ項目でまとめられていることから同様に整理

国の基本指針（案）に追加されたことに伴い、災害発生時や感染症まん延時のサービス提供継続に向けた取組を追加

国の基本指針で記載を充実すべき事項とされたこと、介護事業者や審議会でも課題意識が高いことから、記載内容を充実した上で順番を上に移動

国の基本指針を踏まえ取組を追加した結果、「助言」より「支援」の記載が多くなったことから変更

## 5 基本目標達成に向けた施策の展開

### 目標 1 人生 100 年時代を生涯現役で支える健康づくりと生きがいづくりの推進

#### 1 健康長寿のための疾病予防・体力向上の推進

##### (1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進

- 特定健康診査・がん検診受診率の向上
- 生活習慣病の重症化予防対策の推進
- 歩いてすすめる健康づくりの推進
- 長寿調査研究等への協力

##### (2) 保健事業と一体的に実施する介護予防事業の推進

- 地域の健康課題や対象者の把握
- ハイリスクアプローチの実施
- ポピュレーションアプローチの実施

##### (3) 地域リハビリテーション提供体制の推進

- 専門職と介護サービス事業所との連携によるリハビリテーションの提供

#### 2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

##### (1) 高齢期のフレイル予防の推進

- 介護予防普及啓発事業
- 主体的に介護予防に取り組む意識の啓発（地域介護予防活動支援事業）

##### (2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

- 訪問型・通所型サービスの提供

##### (3) 在宅生活での自立支援に向けたサービスの充実

- 食の自立支援サービス事業
- 安心生活見守り事業

#### 3 シニアが元気に活躍できるまちづくりの推進

##### (1) 元気で意欲あふれるシニアの活躍・活動支援

- 老人クラブ連合会への活動支援
- 高齢者の生涯学習の場づくり
- 高齢者福祉施設による活動の場づくり
- シニア講演会の開催

##### (2) 元気で働くシニアの就労の促進

- シルバー人材センターへの運営支援
- 高齢者の就業支援
- 介護施設での短時間就労の支援

## 目標 2 住み慣れた地域で安心して暮らせる包括的支援体制の構築

### 1 地域包括支援センターの機能強化

#### (1) 地域包括支援センターの体制の強化

- 人員体制の充実
- 効果的な運営に向けた評価の実施
- 重層的支援体制の構築に向けた検討と福祉分野の連携強化

#### (2) 地域包括支援センターの円滑な事業運営の推進

- 適切なケアマネジメントの実施（介護予防ケアマネジメント事業）
- 総合相談支援事業
- 包括的・継続的マネジメント事業

### 2 地域ケア会議の推進

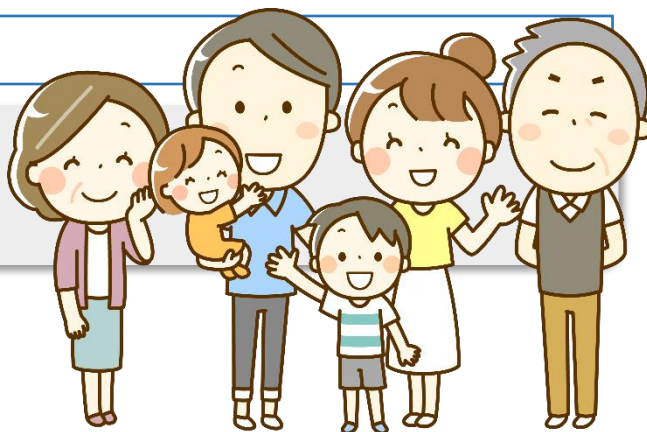
- 地域ケア会議の充実
- 自立支援型ケアマネジメントの推進

### 3 在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の連携強化
- 医療・介護情報の普及啓発
- 認知症施策との連携強化

### 4 地域での支え合い体制の強化

- 生活支援体制整備事業の推進
- 地域福祉活動の推進
- 福祉ボランティアの活動支援





## 目標3 高齢者の安心安全を支える仕組みと支援の充実

### 1 認知症施策の推進

#### (1) 普及啓発・本人発信支援

- 正しい知識と理解に向けた普及啓発
- 本人からの発信支援

#### (2) 認知症の予防、早期発見・早期対応に向けた取組の推進

- 介護予防や社会参加を通じた認知症予防
- 認知症の早期発見・早期対応の支援体制の充実

#### (3) 本人や家族への支援の充実

- 本人と家族への支援
- 若年性認知症の人と家族への支援
- 認知症あんしんサポート相談窓口との連携
- 見守り体制の充実
- 認知症ガイドブックによる情報提供

#### (4) 安心して暮らせる環境づくり

- 認知症バリアフリーの推進
- 「チームオレンジ」の活動推進
- 「本人ミーティング・家族ミーティング」の推進

### 2 高齢者虐待防止対策と権利擁護支援の推進

- 権利擁護に関する啓発活動の推進
- 地域の権利擁護支援ネットワークの構築・強化
- 相談・支援体制の充実
- 権利擁護支援事業の利用促進
- 消費者被害の防止

### 3 安心安全な暮らしの環境づくり

#### (1) 高齢者の住まいや移動手段の確保

- 安心して暮らせる住まいの確保
- 養護老人ホーム
- 移動手段の確保による外出促進

#### (2) 高齢者の交通安全対策の充実

- 高齢者の交通安全の確保
- 高齢運転者の安全運転の確保

#### (3) 災害・感染症対策

- 防災情報の提供と防災意識の啓発
- 災害時の避難支援体制の整備
- 感染症対策の実施

## 目標4 持続可能な介護保険事業の運営

### 1 介護保険制度の適正・円滑な運営

- 制度の普及啓発
- 適正な介護認定の推進
- 介護給付費の適正化の推進

### 2 介護人材の確保と定着に向けた取組

- 人材確保・育成・定着への支援
- 業務効率化の支援
- 次世代担い手育成事業



### 3 介護サービス事業者等への指導・支援

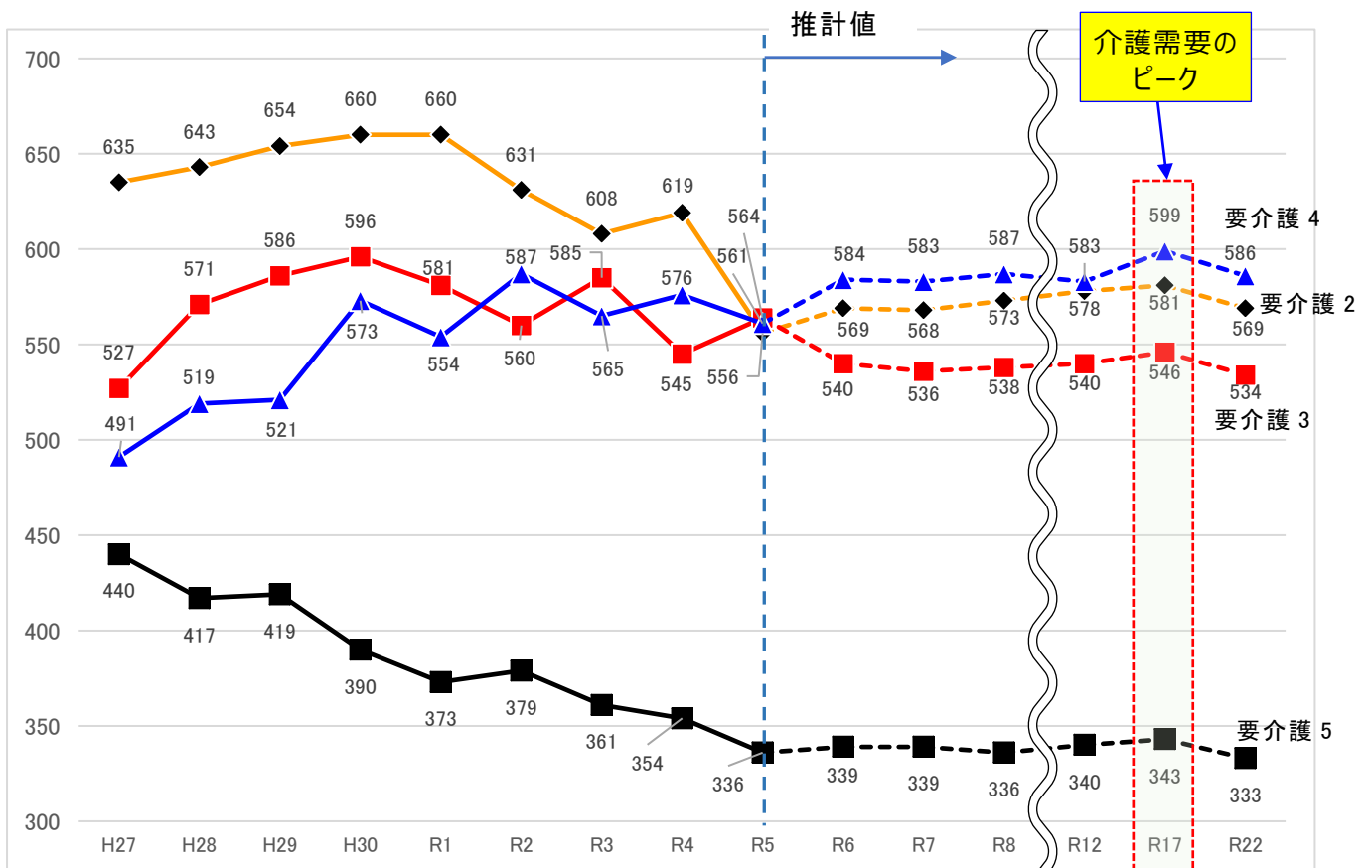
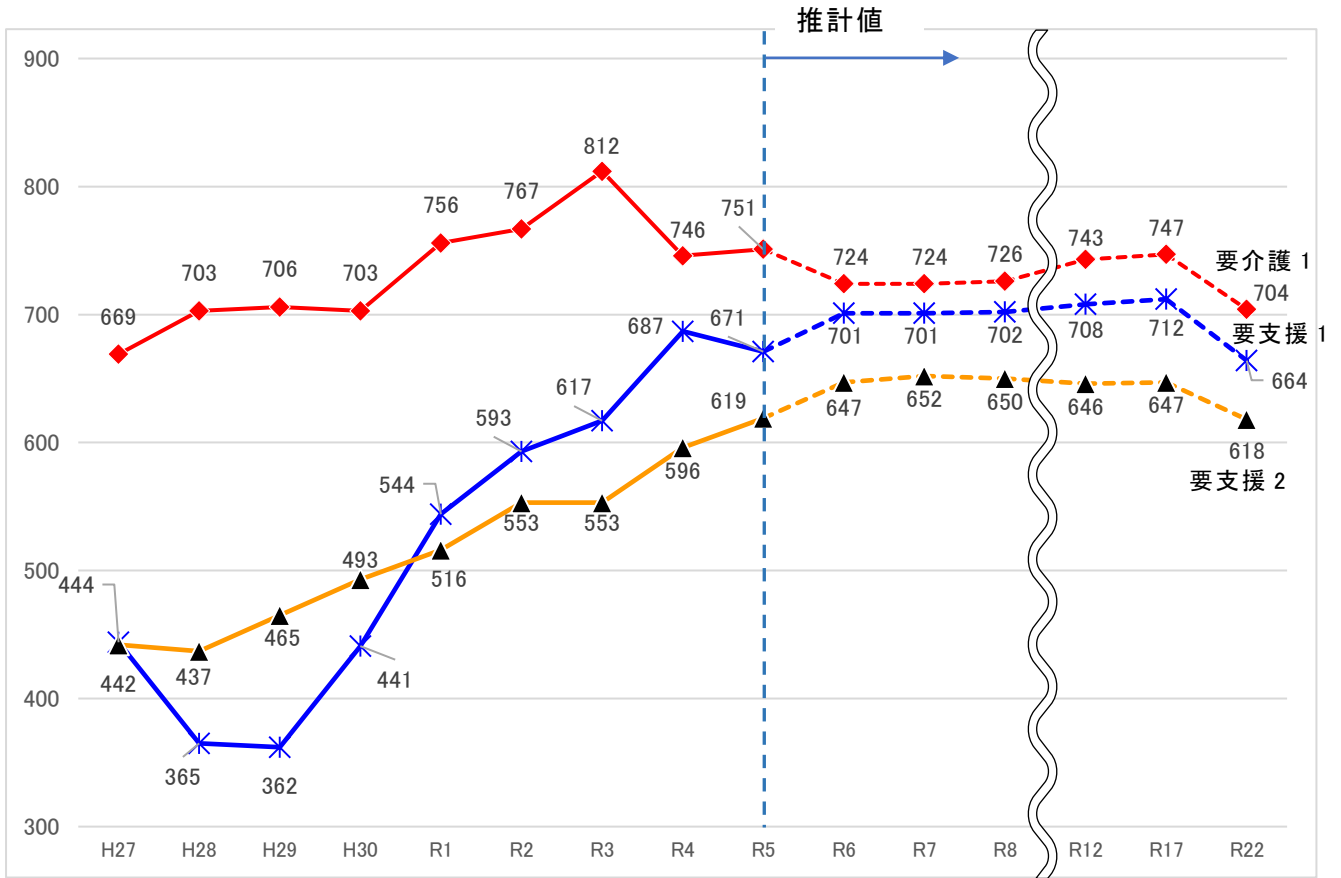
- 介護サービス事業者への指導と支援
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援
- 介護現場の安全性の確保とリスクマネジメントの推進

### 4 業務継続に向けた取組の強化

- 感染症対策の強化
- 災害時の体制整備
- 業務継続体制の強化

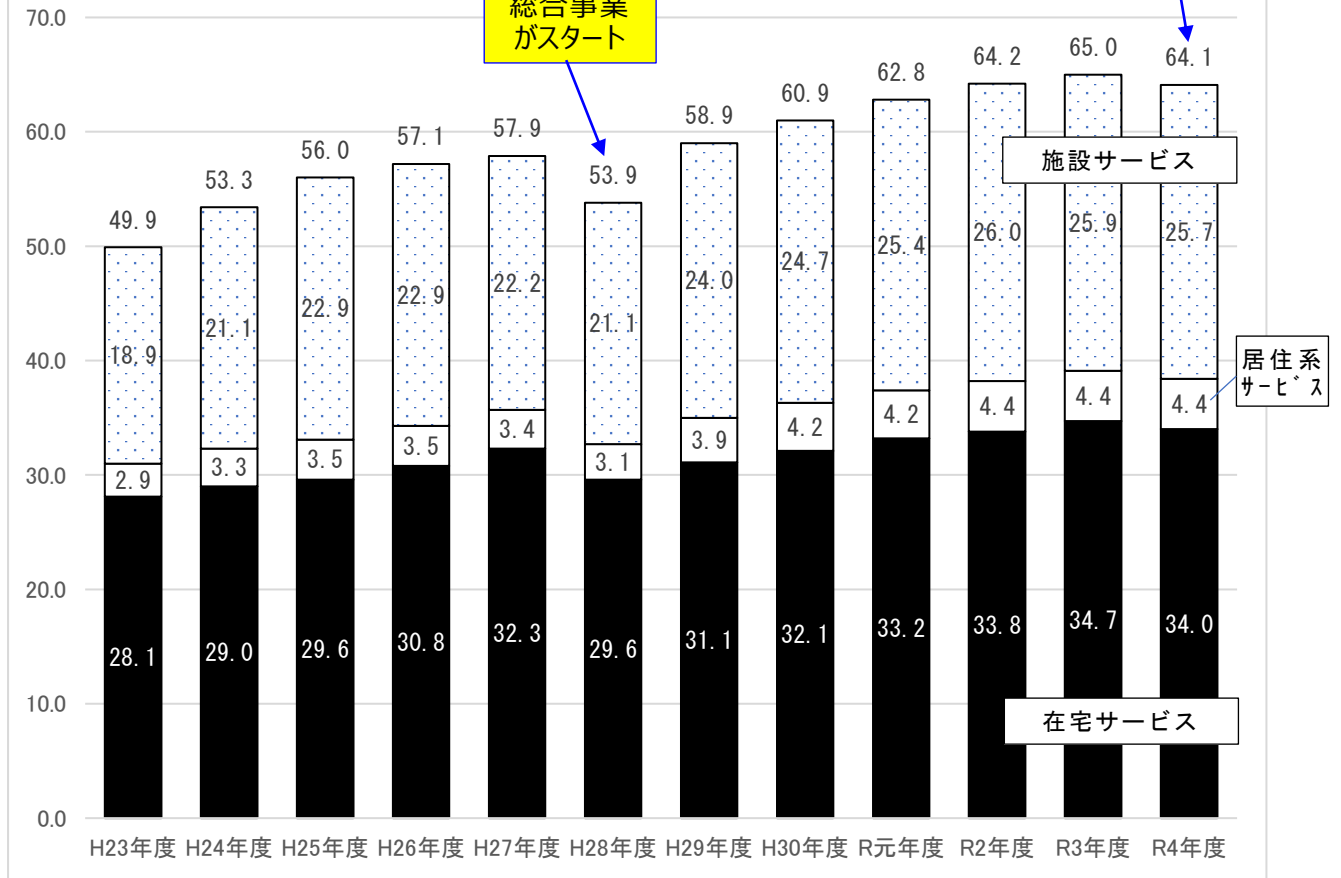
## 6 京丹後市の高齢者を取り巻く状況と今後の見通し

### (1) 要支援・要介護認定者数の推計



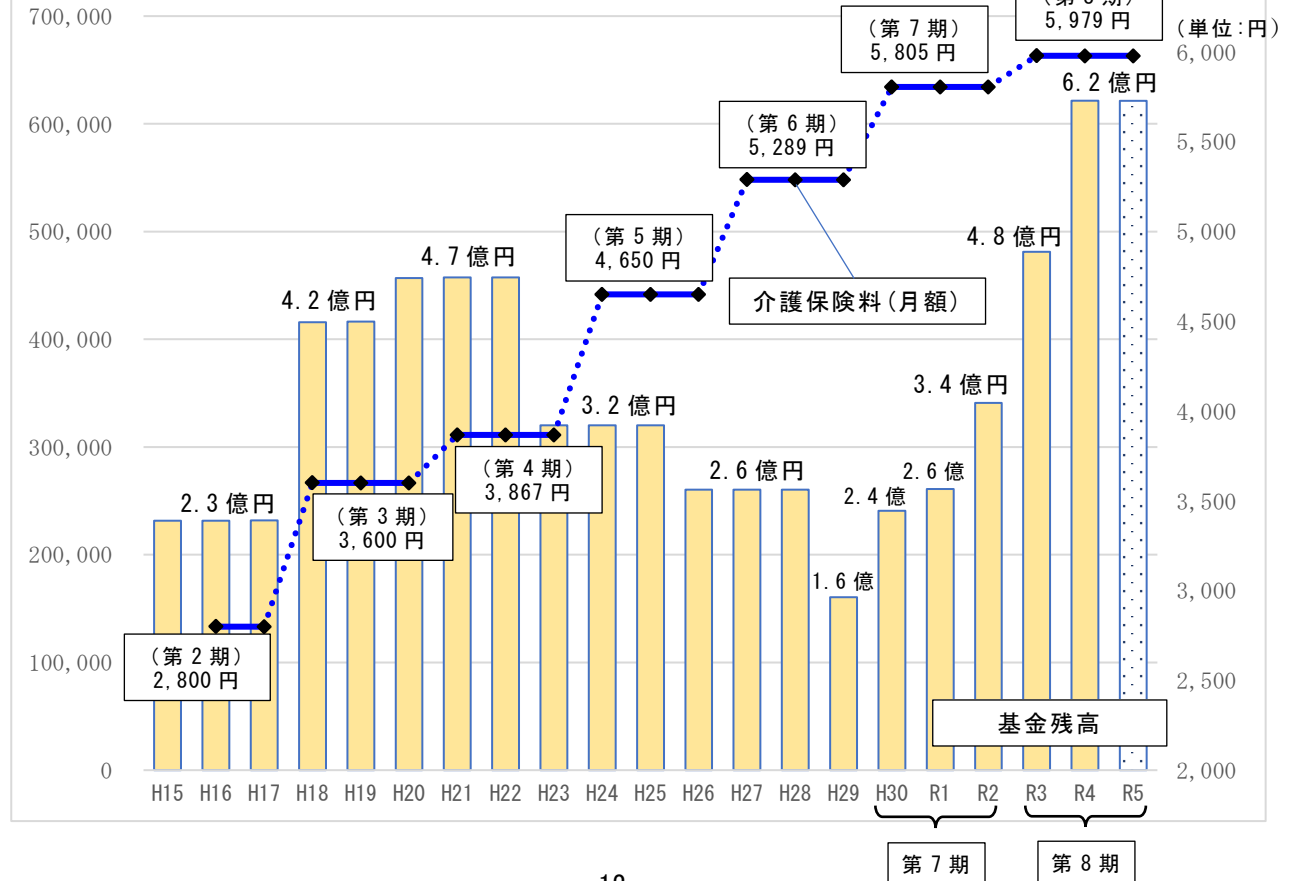
## (2) 介護サービス給付額の推移

(単位:億円)



## (4) 介護保険料額と介護保険給付費準備基金残高の推移

(単位:千円)



## 7 計画の推進に向けて

### (1) 関係機関や関係団体との連携

本計画で掲げる基本理念の実現に向け、市役所内の関係部署はもとより、京都府や近隣市町、関係機関との連携により、保健・医療・福祉の施策を一体的に進めるなど、総合的・効果的な施策の実施に努めます。

また、保健・医療・福祉、雇用、住宅、教育など、高齢者の生活全般にわたって支援していくためには、各関係団体との連携が不可欠です。本計画の推進に当たっては、上記の機関のほか、社会福祉協議会や民生児童委員協議会、医師会、老人クラブ連合会、シルバー人材センター、自治会、介護サービス事業所、ボランティア団体等の団体、関係機関との一層の連携強化に努めます。

### (2) 計画の進行管理

計画の効果的な推進に向け、「PDCAサイクル」を活用した計画の進行管理を行います。本計画（Plan：計画策定）に基づいた事業の実施状況（Do：推進）について、計画推進における課題や取組の妥当性に関する評価（Check：評価）を担当課において行い、その結果を事業の見直し（Action：見直し）や次期計画の策定につなげていきます。

また、「京丹後市介護保険事業運営委員会」により、毎年度、計画の実施状況、進捗状況を点検・評価することで、適切な進行管理と施策推進の徹底を図ります。

